

## ネットワーク

### がんばってまーす

#### 隣接する自治体間での公害の越境について

長崎県大村市市民環境部環境保全課主事

三浦 純司



大村市は、人口約9万5千人、面積126.62km<sup>2</sup>で、長崎県のほぼ中央に位置し、緑豊かな多良山系と広大な大村湾に囲まれています。当市は、世界初の海上空港である長崎空港や高速道路インターチェンジなどのアクセス面に優れており、県内で唯一人口が増加している市となっています。

また、オオムラザクラ、花菖蒲、シャクナゲ、ヒガンバナ等色彩豊かな花を楽しむことができます。中でも、オオムラザクラは昭和42年に「大村神社のオオムラザクラ」の名称で天然記念物として国の指定を受けており、すべての花が二段咲きであることが大きな特徴です。

文化面においては、OMURA 室内合奏団と呼ばれるプロのオーケストラがあります。平成16年の結成以来、定期演奏会のほか、県内各地のホールだけに留まらず教会や寺院などにおけるコンサートも開催しており、17年には「日韓合同交流音楽会」で初の海外公演を成功させています。



大村公園 オオムラザクラ

今後、当市は「県立・大村市立一体型図書館(仮称)」の建設、九州新幹線西九州ルートの開通、新工業団地の整備などを控えており、都市機能がより一層充実することが期待されています。

さて、私の勤務しております市民環境部環境保全課は、公害の監視指導をはじめ、動物愛護に関する業務、地球温暖化対策の推進に関する業務、不法投棄の防止対策・監視活動など、幅広い業務を行っています。

平成28年度に寄せられた典型7公害の苦情処理件数は93件であり、内訳は大気汚染48件、水質汚濁10件、騒音23件、振動1件、悪臭11件です。

今回、隣接する自治体にある事業所から発生する騒音についての苦情相談事例を紹介します。最初の苦情申立は、平成27年の秋頃で、「隣接する自治体Aに在る事業所Bから発生する夜間の荷物の積み下ろしの音がうるさく、眠れない。」という内容でした。騒音の発生源の事業所Bの所在地が当市ではなく、隣接する自治体Aであったため、自治体Aの騒音担当者に苦情の内容を説明し、対応を引き継ぐことにしました。しかし、発生源の事業所Bは自治体Aにおいては騒音規制区域外であったため、指導ではなくお願いするまでしかできないとのことでした。

自治体Aの対応後、平成28年の夏頃に同一の申立人から再度苦情が寄せられたため、当市として

も対応策を検討することになりました。騒音の発生源の事業所Bは自治体Aに在りますが、県条例施行規則により、騒音の測定地点は騒音により影響を受ける場所とされており、当市に在る申立人宅の騒音の規制基準が適用されると解釈できるため、当市で騒音測定を実施し、その測定結果を基に指導できないか検討しました。その際、問題点として、以下のようなものが考えられました。

- ①自治体Aに在る事業所Bに、申立人宅の在る当市の規制基準を適用できるか。
- ②申立人宅の在る当市の規制基準を適用して、測定の結果、基準に適合しない評価となった場合は、自治体Aと当市のどちらが事業所Bへ指導を行うべきか。

こうした問題点を県の担当者に相談したところ、次のとおり回答がありました。

- ・本件においては、受音点である当市の申立人宅で測定を行うため、当市の規制基準を適用して、事業所Bを指導しても良い。また、測定結果が基準に適合しない評価となった場合、相手方への指導は当市と自治体Aで話し合い、両者で対応すべきとの見解を得ることができました。しかし、回答があるまでに随分日数がかかったため、対応が遅れました。

その後、騒音測定を行うため夜間に現地確認を行いました。荷物の積み下ろしの音を確認することはできず、申立人に対応後の報告を行ったところ、「現地確認日が積み下ろしの荷物が少なかった可能性もあるし、ドライバーによって騒音の状況が変わるのかもしれない。」と話されました。申立人には、しばらく様子を見てもらい、また騒音が気になるようであれば市役所に連絡するよう伝え、了承を得ることができました。今回の事案を通じて、県条例は公害が越境するものと想定しておらず、当該市町村内で完結するものと想定されていることが分かり、対応に苦慮しました。また、今後、公害の越境を想定して、県全体又は自治体間で公害に関する協議を行うことが必要だと感じました。実際に現地確認を行う中で、発生源の近くを走る自動車の走行音、カエル等の動物の鳴き声が聞こえ、暗騒音の影響を受ける中での測定の難しさを実感しました。

日々、公害苦情を対応していく中で、発生源の特定ができない事案が多く、根本的な解決に至らず苦勞しています。例えば、雨水幹線から海域への油漏れの苦情では、雨水幹線内に入り油膜の追跡を行っても、発生源の特定ができなかったり、悪臭の苦情では通報を受け、即座に現場に向かうものの、現場に着いた時には臭いが消えており、申立人と臭いの共有を行えないこともありました。

また近年、人口増加に伴う宅地開発が進んでおり、その結果、騒音・悪臭の発生源である工場や畜産施設の近くやイノシシ等の有害鳥獣の生息地の付近にまで、人が住居を構えるようになったと感じています。今後、これまで以上に対応に苦慮するような複雑な案件が寄せられることもあると思いますが、関係者と知恵を出し合い、冷静で柔軟な対応をしていきたいと思っています。